

○一部事務組合下田メディカルセンター行政財産の使用料規程

令和5年1月11日

一部事務組合下田メディカルセンター訓令第1号

(趣旨)

第1条 この管理規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条第3項の規定に基づき、一部事務組合下田メディカルセンター（以下「組合」という。）の所管に係る行政財産の使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 使用料の基準額（以下「基準使用料」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土地にあつては、固定資産台帳（以下「台帳」という。）に登載された当該土地の1平方メートル当たりの価格（経済変動等により当該価格により難いと組合管理者が認めた場合は、近傍類似に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第380条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をもって価格とする。以下次号において同じ。）に100分の3を乗じて得た額。ただし、組合管理者は、近傍類似地の時価を勘案し、100分の2から100分の4までの範囲内において、その乗率を変更することができる。

(2) 建物にあつては、台帳に登載された当該建物の1平方メートル当たりの価格に100分の6を乗じて得た額

2 土地の使用料の年額は、前項第1号の規定により算定した基準使用料に当該土地の使用面積を乗じて得た額に第4項第1号の調整額を減額した額（土地の使用期間が1月に満たない場合にあつては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を加算して得た額）とする。

3 建物の使用料の年額は、次に掲げる額の合計額に次項第3号の調整額を加算した額から同項第1号及び第2号の調整額を減額した額に消費税相当額を加算して得た額とする。

(1) 第1項第2号の規定により算定した基準使用料に当該建物の使用面積を乗じて得た額

(2) 次に掲げる建物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 組合所有地の上にある建物 当該建物の建て面積に相当する土地の使用料の年額に当該建物の延べ面積のうち使用する面積の割合（以下「使用比率」という。）を乗じて得た額

イ 組合所有地以外の土地の上にある建物 当該建物の建て面積に相当する土地の地代の年額に当該建物の使用比率を乗じて得た額

4 調整額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用者が許可を得て当該財産の修繕をしたときは、修繕費に相当する額（その額が使用料の年額の10分の3に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

(2) 使用建物について、使用者に組合管理者を受取人とする火災保険契約を締結させているときは、1年間に支払うべき保険料に相当する額

(3) 使用建物について、組合が改修工事等を行った場合は、その工事等に要した経費を勘案して組合管理者が別に定める額

5 土地及び建物以外のものにあつては、別に定めがあるものを除くほか、その財産について台帳に登載された価格及び耐用年数等を勘案して算定した額を、当該財産の使用料の年額とする。

(収益による割増使用料)

第3条 財産の使用が収益を目的とする場合又は収益を伴う場合における使用料の額は、前条に定める額の5割増しとする。

(その他の用途に土地を使用する場合の使用料)

第4条 前2条に定めるほか、下田市普通財産土地の貸付けに関する要綱(平成24年下田市告示第92号)第5条第1項第2号アからウまでの用途に使用する場合の使用料の額は、同要綱に定める使用料の額を準用する。

(使用期間の計算)

第5条 使用期間の計算については、当該期間が1年未満の場合及び1年未満の端数を生じた場合は月割計算、当該期間が1月未満の場合及び1月未満の端数を生じた場合は1月として計算する。

(使用料の端数)

第6条 使用料の額を算定した場合において、その算定額が100円未満のときは100円に切り上げるものとし、算定額が100円以上の場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額は、切り捨てるものとする。

(使用料の減免)

第7条 国又は他の地方公共団体その他公共団体が、公用若しくは公共用又は公益の目的で使用する場合その他組合管理者が特に必要と認める場合は、使用料を減免することができる。

(使用料の納付)

第8条 使用者は、組合管理者の発行する納入通知書により使用料を指定された期日までに納めなければならない。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により使用の許可を取り消されたときは、この限りでない。

(督促等)

第10条 組合管理者は、使用料を納期限までに納付しない者があるときは、その者に対し、特別の事情がある場合を除くほか、納期限後20日以内に督促状によりその納付を督促しなければならない。

- 2 前項の督促状において指定する期限(以下「指定期限」という。)は、特別の事情がある場合を除くほか、督促状を発する日から起算して10日以内の日とする。
- 3 指定期限が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日を除く。)に当たるときは、これらの日の翌日をもその期限とみなす。
- 4 第1項の督促状は、別に定める様式によるものとする。

(延滞金)

第11条 前条の規定により督促をしたときは、次に掲げる場合を除き、当該督促に係る滞納金額に、その納期限の翌日から滞納金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

- (1) 指定期限までに滞納金を完納した場合
 - (2) 納期限を繰り上げて徴収する場合
 - (3) 公示送達の方法により納入の通知又は督促をした場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、滞納について特別の事情があると組合管理者が認める場合
- 2 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
 - 3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる滞納金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
 - 4 延滞金額の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。